

■村のなかの集団

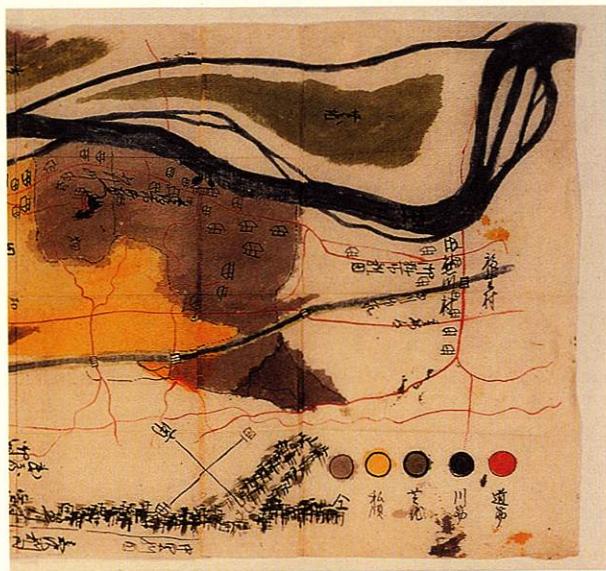
江戸時代の農民は、毎日の生活や農作業などさまざまな点で協力が必要であった。そのため村のなかには、幕府が命じてつくらせた近隣の五戸を基本単位とした五人組などの行政的な組があつたが、

それとは別に、若者組など年齢ごとに組織された集団、信仰を基礎におくような集団、実際の生活から生み出された集団など、数多くの集団がつくられていた。

福生村周辺には、そのような集団の一つに庭場という地縁集団があった。庭場という言葉は、おもに西多摩地方にみられるものであるが、地域によってその範囲や構成員に微妙なちがいをみせている。

■庭場の機能と構造

江戸時代、熊川村には南庭場、内出庭場、牛浜庭場、鍋ヶ谷戸（北とよぶ場合もある）庭場がつくられていた。この熊川村の四つの地縁集団は、それぞれが支配領主ごとの枠組と重なっている。内出は旗本田沢氏の領地、鍋ヶ谷戸は旗本長塩氏の領地、南は幕府領、牛浜も幕府領である。





熊川村絵図 天明 8年 1788年(天明 8)、幕府巡見使へ提出した村絵図(福生市 石川家所蔵)。

福生村の庭場は宿、長沢、馬喰竹、牛浜、上内出、馬喰ケ谷戸、上(神)屋敷、原ヶ谷戸、中福生、かやと(萱戸)である。福生村は近世初期には幕府領と旗本領の五給であったが、のちにすべてが幕府領に編入されている。熊川村と同様支配領との関係はよくわからない。

熊川村幕府領の名主を務めた石川氏の日記には、庭場単位で行われたものに、秩父参詣や榛名山の札の配付、鎮守の拝殿の建築など、信仰にかかるものがみられる。これらに関する祭礼や年中行事の維持、執行は、庭場ごとに行われていた。さらに婚礼の祝いや葬式なども、庭場を単位として行われていたようである。

庭場は生活の相互扶助的な機能として、頼母子講や無尽などの村方金融の単位となっていた。また病気が流行するなど、祈祷を行ったり、用水にかかる問題を、庭場の寄合いで話し合ったり、火事があつたときには、村役人物代とともに庭場物代がその解決策を図るなど、村のなかのさまざまな出来事にかかわっていた。

このように庭場は名主などを中心として、それ自体が「村」ともいえるような結合の強さを基礎に、公的、私的のさまざまな場面で農民の日常生活を支えていた。文政年間(一八一八~一九年)に編纂された『新編武藏風土記稿』によると、当時の福生村の戸数は二三二戸で、確認できた庭場を一〇とし、そ



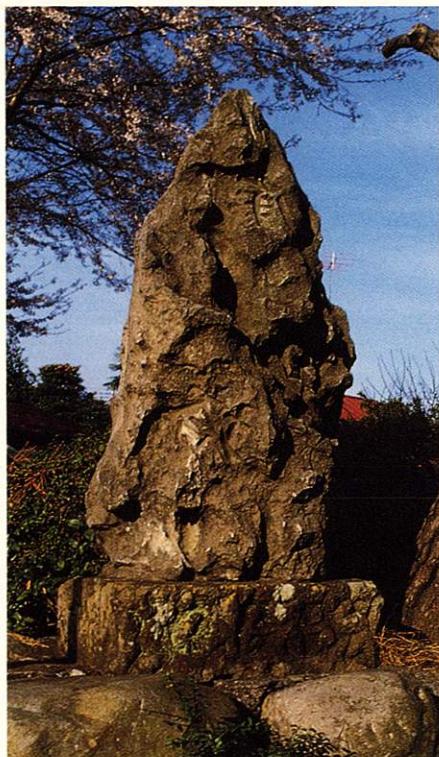
庭場の墨書銘のある什器収納箱 庭場の共有物として膳・椀などが
あった。膳椀は葬式・婚礼などの際に利用された。

の数で割ると一つの庭場の戸数は約二十戸となる。

■年貢納入のための村組

福生村では、金右衛門組と文左衛門組の二つの組によって年貢の納入などが行われていた。しかし一七二四年（享保九）に文左衛門組から川崎村越石分が独立し、福生村の年貢は、基本的には三つの組に分かれて納入される仕組みとなつた。これらの組は、複数の名主と村役人を中心として、年貢納入などの機能を果たしていた。

地域的なまとまりとして存在した村組は、庭場のまとまりを前提として設定されていたと思われる。庭場の機能を利用して、人びとをあらためて村組に組織することによって、年貢の徴収を容易にしていたものと考えられている。



下庭場講中建立の庚申塔 1796年〔寛政8〕年建立。
台座の左側面に「下庭場講中」と刻字されている。材質は石灰岩自然石、清岩院山門前。